

■自動積立預入規定

1 自動積立預入

自動積立預入（次条、第6条及び第7条において「このサービス」といいます。）は、当行所定の方法による預金者の申込内容に従い、通常貯金の払戻金（総合口座取引規定第8条（自動貸付け）に係るものを除きます。）を定額貯金（定額貯金規定第5条（満期振替預入の取扱い）に係るものを除きます。）又は定期貯金（定期貯金規定第4条（継続預入の取扱い）に係るもの及び当行所定の預入期間のものに限ります。）に振り替えてする預入の取扱いです。

2 自動積立預入の取扱い

このサービスは、次の方法によるものとします。

- (1) 積立日は、次のいずれかとします。ただし、積立日が1月1日、同月2日又は同月3日に当たる場合は同月4日と、5月3日、同月4日又は同月5日に当たる場合は同月6日とします。
 - ① 毎月1回で預金者が指定する日（③において「毎月積立日」といいます。）
 - ② 毎年6回以内で預金者が指定する日（③において「毎年積立日」といいます。）
 - ③ 毎月積立日及び毎年積立日
- (2) 預入金額は、次のいずれかとします。
 - ① 毎回同額とし、預金者が指定する金額（第5条において「指定預入金額」といいます。）
 - ② 預入金額の算定の基礎となる金額として預金者が指定する金額（第4項及び第5条において「振替単位金額」といいます。）を整数倍した金額であって、振り替えることが可能な金額の範囲内において最高となる金額（当該金額が、預金者が指定したこのサービスの限度額（第4項及び第5条において「振替預入限度額」といいます。）を超えるときは当該限度額とします。）
- (3) このサービスに係る通常貯金については、このサービスの対象としない貯金の金額（次項及び第5条において「振替基準残高」といいます。）を指定することができます。
- (4) 振替単位金額、振替預入限度額及び振替基準残高は、1,000円以上の金額とし、1,000円未満の端数を付けることはできません。
- (5) 積立期間は、最初の積立日から起算して6年を超えない範囲内とします。
- (6) このサービスに係る貯金証書は、当行所定の方法により交付します。
- (7) 前項により貯金証書の交付を受けた場合は、所定の印鑑欄に印章を押してください。ただし、当行が特に必要と認める場合に限り、印鑑欄に署名することにより、印章の押印に代えることができます。この場合、所定の印鑑欄に押された印章（又は署名）をもって、当該貯金証書の2件目以降の預入に係る印章（又は署名）として取り扱います。
- (8) 一の貯金証書の2件目以降の預入に係る届出の印鑑（又は署名鑑）は、当該貯金証書の1件目の預入に係る届出の印鑑（又は署名鑑）をもって取り扱います。

(9) このサービスによる通常貯金の払戻しに関しては、通常貯金の通帳及び払戻請求書の提出を受けず、当行所定の方法により取り扱います。

3 定額貯金の預入金額

定額貯金に振り替えて預入する場合において、同時に預入する金額の合計が、定額貯金規定第2条（預入金額等）第1項の2以上の預入金額の整数倍の額であるときは、当該預入金額のうち最高額のを1口の預入金額とします。

4 現在高不足時の取扱い

積立日における払戻しの際、通常貯金の現在高（証券等（その表示する金額による決済又は払渡しが確実なものとして当行が定めるものを除きます。）による預入に係る貯金で、当該預入の日から起算して4日（日曜日若しくは土曜日又は休日（1月2日、同月3日及び12月31日を含みます。）（以下この条において「日曜日等」といいます。）がある場合は、日曜日等の日数を除きます。）を経過するまでのものを除きます。）が第2条第2項の預入金額に満たないときは、通知することなく当該積立日に係る預入はいたしません。

5 預入金額等の変更

積立日、指定預入金額、振替単位金額、振替預入限度額、振替基準残高又は積立期間を変更（積立期間は、短縮する場合があります。）しようとするときは、当行所定の書類に記名押印（又は署名）をし、貯金証書及び通常貯金の通帳（積立期間を変更する場合があります。）を添えて当行の本支店若しくは出張所又は郵便局（日本郵便株式会社の委託を受けて当行に係る銀行代理業を行う簡易郵便局を含みます。）（次条第1項及び第8条第1項において「本支店等」といいます。）に届け出てください。

6 取扱いの廃止等

(1) このサービスを廃止しようとするときは、当行所定の書類に記名押印（又は署名）をし、通帳を添えて本支店等に届け出てください。また、次のいずれかに該当するときは、廃止の届出があったものとして取り扱います。

① このサービスに係る通常貯金について全部払戻しの請求があったとき

② このサービスに係る通常貯金が通常貯金規定第14条（全部払戻し等）第4項から第6項までにより全部払戻しとされたとき

③ このサービスに係る通常貯金について当行所定の取扱いがあったとき

(2) このサービスに係る通常貯金について通常貯金規定第14条（全部払戻し等）第4項から第6項までにより貯金取引が停止されたときは、当該停止されている期間中、このサービスについても停止するものとします。

(3) このサービスに係る通常貯金の残高が預入金額に満たないことにより、継続して1年間（第2条第1項の預金者が指定する日が毎年1回である場合は、2年間）（前項によりこのサービスの取扱いが停止された期間を含みます。）このサービスに係る預入ができなかったときは、当該期間経過後このサービスはいたしません。

7 規定の適用

このサービスには、この規定のほか、「通常貯金規定」、「定額貯金規定」及び「定期貯金規定」の各規定が適用されます。ただし、各規定とこの規定とで相違が生じる場合には、この規定が優先して適用されるものとします。

8 規定の改定

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、改定内容を本支店等の窓口等に掲示する方法その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成30年1月1日から実施します。